

我孫子インフォメーションセンター指定管理者募集要領

令和5年9月

我孫子市

環境経済部商業観光課

目 次

1. 施設の概要	1
2. 申請者の資格.....	1
3. 募集要領・仕様書の配布.....	2
4. 施設の見学	2
5. 申請方法.....	3
6. 公契約条例の適用	4
7. 選定の基準	4
8. 管理の基準	6
9. 業務の範囲及び内容	6
10. 自主事業.....	7
11. 指定する期間.....	7
12. 指定管理者の指定及び協定の締結.....	7
13. 指定管理料	8
14. 日程表.....	8
15. 問い合わせ先.....	8
（別紙1）我孫子市指定管理者指定申請書.....	9
（別紙2）事業計画書.....	10
（別紙3）収支計画書.....	11
（別紙4）役員等名簿.....	13
（別紙5）事業計画に係る評価表.....	15

我孫子インフォメーションセンター指定管理者募集要領

我孫子インフォメーションセンターの設置目的を効果的、効率的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項、我孫子インフォメーションセンター設置及び管理に関する条例第7条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

1. 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称 我孫子インフォメーションセンター（愛称：アビシルベ）
所在地 我孫子市本町2丁目1番10号

(2) 設置目的

本施設は、我孫子市の観光情報等を積極的に提供し、本市の魅力を広く知らせ、もってまちの賑わいに寄与することを目的に設置しています。

(3) 施設の規模等

- ① 建物構造鉄骨造り（一部鉄筋コンクリート造り平屋建て）
- ② 延床面積 98.55㎡
- ③ 敷地面積 119.45㎡
- ④ 設置日 平成22年9月18日
- ⑤ 施設内容
 - ア 展示室60.56㎡
 - イ バックヤード30.57㎡
 - ウ その他7.42㎡

2. 申請者の資格

我孫子インフォメーションセンターの指定管理者に係る申請を行う者は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での申請は不可。）
- (2) 設立後2年を経過した団体であること。
- (3) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者
 - ② 本市から指名停止措置を受けている者
 - ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第22

- 5号)等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている者
- ⑤ 租税公課を滞納している者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は指定暴力団等及びその構成員である者
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者
- (4) 令和5年9月1日において、千葉県内に本店、支店、営業所又は事務所を有する団体であること。
- (5) 本市の市長若しくは議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体でないこと。
- (6) グループによる申請の場合
- ① 複数の団体がグループを構成して申請（以下「共同事業体申請」という。）をする場合、代表となる団体を定めて申請すること。
 - ② 代表となる団体及び構成団体も、上記(1)から(5)までの要件を満たすこと。
 - ③ 共同事業体申請の場合、提出書類については、全ての構成する団体に係るものとして提出すること。
 - ④ 単独で申請した団体は、当該指定管理者の募集に対しては、共同事業体申請の構成団体となることはできません。また、当該指定管理者の募集に対し、複数の共同事業体申請団体において、同時に構成団体になることができません。
 - ⑤ 共同事業体申請の構成団体又はその代表者等のうち申請者の資格を満たさない者がある場合、指定を受けることができません。

3. 募集要領・仕様書の配布

- (1) 配布期間
令和5年9月5日（火）から10月6日（金）まで
- (2) 配布場所
- ① 我孫子市商業観光課の窓口（平日の午前8時30分から午後5時まで）
 - ② 我孫子市ホームページ
「トップページ>事業者向け情報>事業者の募集>我孫子インフォメーションセンター指定管理者の募集」内からダウンロードしてください。

4. 施設の見学

- (1) 日時
令和5年9月14日（木）午後2時から午後4時まで
- (2) 場所
我孫子インフォメーションセンター「アビシルベ」
- (3) 人数
1団体につき2名までとします。

(4) 予約

施設見学を希望する場合は、9月12日までに電話で、必要事項（団体名・氏名・電話番号・見学人数・希望時間）をお知らせの上、我孫子市役所 環境経済部 商業観光課までお申込ください。

見学は1団体ずつ実施しますので、所管課より時間調整しお知らせします。なお、現地において説明・質問等はお受けしませんのでご了承ください。所要時間は15分程度です。

※ 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 環境経済部 商業観光課 商業観光振興係

電話番号 04-7185-1111

5. 申請方法

(1) 申請期間

令和5年10月2日（月）から10月6日（金）の午後5時まで（必着）

(2) 申請書の提出場所

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 環境経済部 商業観光課 商業観光振興係

(3) 提出方法

郵送（特定記録、簡易書留）又は持参

(4) 申請に際しての注意事項

- ① 5年間の指定管理料の合計額が指定管理料限度額（165,644,000円）を超える場合は、失格とします。
- ② 提出された申請書類は、提出後は変更できません。
- ③ 本市が必要と認める場合は、適宜、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施する場合があります。
- ④ 申請書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- ⑤ 申請に際して不正行為を行った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥ 申請受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑦ 申請にかかる費用は、申請者の負担となります。
- ⑧ 申請書類等は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがあります。

(5) 質疑及び回答

この要領に関する質疑及び回答は、次に定めるところにより行います。

- ① 質疑者の資格 「2 申請者の資格」を満たす団体とします。
- ② 我孫子市ホームページから、専用の送信フォームに簡潔にまとめた質疑と必要事項（団体名、担当者氏名、連絡先の電話番号）を記入しメールで送信してください。
- ③ 質疑期間 令和5年9月15日（金）午前9時から9月19日（火）午後5時まで（厳守）

- ④ 回答 令和5年9月28日（木）から我孫子市ホームページに掲載します。回答は、この要領と一体のものとして要領と同等の効力を有するものとします。

(6) 申請に必要な書類

次の書類を正本1部及び副本8部（コピー可）提出してください。

- ① 我孫子市指定管理者指定申請書（別紙1）

- ② 事業計画書（別紙2）

- ③ 収支計画書（別紙3）

※ 収支計画書は、指定管理期間の年度ごとに作成すること。

- ④ 役員等名簿（別紙4）

- ⑤ 決算書（直近2年間）

- ⑥ 申請する団体の定款、寄附行為又はそれに準ずるもの

なお、法人格を有している団体については、以下の書類を添付すること。

・登記簿謄本

・法人市民税及び代表者の個人市民税の納税証明書（直近1年間）

・消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年間）

・労働保険料の納付状況の分かるもの（直近1年間）

（上記の納税及び納付状況については、未納の無いことが証明できる書式にて提出）

- ⑦ 活動実績書（過去2年間の事業の経緯）（任意様式）

6. 公契約条例の適用

当該指定管理協定は、我孫子市公契約条例の適用を受けます。我孫子市公契約条例の適用を受ける公契約を締結した事業者は、次に示す事項を含め、我孫子市公契約条例及び我孫子市公契約条例施行規則に規定された事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当該指定管理業務に従事する労働者等に対し、我孫子市公契約条例第6条に規定されている労務報酬下限額以上の賃金を支払わなければいけないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を行うこと。
- (2) 我孫子市公契約条例第8条に規定されるとおり台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を行わなければならない。
- (3) 我孫子市公契約条例の適用を受ける公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、条例が適用される契約であり下請負者にも規定が適用される旨を周知しなければならない。

※ 上記以外については、我孫子インフォメーションセンター指定管理者仕様書2ページ「6 法令の遵守」をご覧ください。

7. 選定の基準

審査に当たっては、我孫子インフォメーションセンター指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選定基準に照らし総合的に審査し、その結果に基づき市長が最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。

(1) 選定基準

- ① 市民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- ⑤ その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること。

(2) 選定方法

- ① 選考委員会により、プロポーザルを行い指定管理者の候補者を決定するものとします。
- ② プロポーザルの日時、場所等については、該当申請者に書面で通知します。
- ③ プロポーザルでは、申請者は提案内容を説明し、選考委員会委員が提案内容に基づく質問をした上で評価をします。

(3) 評価の方法

- ① 事業計画に係る部分と指定管理料に係る部分について以下の割合で行います。

事業計画部分	指定管理料部分	総合点
配合割合 70%	配点割合 30%	100%
560点	240点	800点

- ② 配点内訳は、次のとおりとなります。

事業計画の配点	80点 (選考委員1人) × 7人 = 560点		
指定管理料の配点	基礎点	傾斜配分点	満点となる落札率
	80点	160点	70% (0.7)

価格評価点＝

$$\frac{\text{傾斜配分点} \times (1 - \frac{\text{見積額}}{\text{予定価格}})}{\text{落札率}} \div (1 - (\text{満点となる落札率})) + \text{基礎点}$$

- ③ 事業計画に係る部分の評価は、(別紙5) 事業計画に係る評価表の項目毎に、次の5段階、基本項目 (5点満点) 及び重要項目 (10点満点) の合計点で評価します。

判断基準	良い	やや良い	普通	やや劣る	劣る
基本項目	5点	4点	3点	2点	1点
重要項目	10点	8点	6点	4点	2点

(4) 選定結果

審査の結果については、申請者全員に書面で通知します。

なお、選定結果等の公表はホームページ上で行います。ただし、選定に関する情報で指定管理者候補者以外の応募者に関するものについては、我孫子市情報公開条例に基づく請求があった場合に実施します。なお、選定結果等の公表及び開示の時期は、選定の公平性を確保するために、指定管理者候補者を確定した後とします。

(5) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となります。

- ① 提案された指定管理料（5年間の合計額）が、市が示した指定管理料限度額（165,644千円・税込）を超えているもの
- ② 評価合計点が総合点（800点）に対し、60%に満たないもの。最高評価点を得たものがこれに該当した場合は、選考不調とします。

8. 管理の基準

指定管理者は、我孫子インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例及びこの条例に基づく規則その他の関係法令を遵守し、運営業務の適正な管理を行うこと。

9. 業務の範囲及び内容

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしします。

(1) 我孫子インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例第5条に定める次に掲げる業務

- ① 観光情報の収集及び提供に関すること。
- ② 祭り、催し物、物産、飲食店等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ③ 観光振興事業の実施に関すること。
- ④ その他インフォメーションセンターの設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 施設及び設備の維持管理及び保守点検業務

(3) サービス内容に係る利用者へのアンケート調査及び苦情等の対応に関すること。

※ なお、業務の遂行にあたっては、本市の条例、規則及び関係法令等を遵守してください。特に、個人情報の保護に関する法律を遵守してください。

※ 上記のほか、詳細は仕様書を参照してください。

※ 指定管理者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

10. 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できる。なお、実施に当たっては事前に市長の承認を受けなければならない。

11. 指定する期間

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間とする。

12. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和5年12月我孫子市議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定され、確定します。

また市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる事があります。この場合において、本市が損害を被ったときは、指定管理者にその損害の賠償を求めることがあります。

(2) 協定の締結

「我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」に基づき次の事項について、協定を締結するものとします。

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- ③ 保有個人情報の保護に関する事項
- ④ 事業報告に関する事項
- ⑤ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ 自主事業に関する事項
- ⑦ その他市長が必要があると認める事項

※ 協定は、指定期間を通じて定めた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

(3) 事前準備の義務

指定管理者は、協定締結後令和6年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めること。なお、準備にかかる費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

(4) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は、指定を取消し、協定を締結しないことができる。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

③ その他市長が適当でない認められるとき。

13. 指定管理料

- (1) 指定管理料の限度額は、5年間分で165,644千円(税込)です。この額を超えての提案は失格となります。
- (2) 指定管理料は、会計年度ごとに別途締結する年度協定に基づき、予算の範囲内で指定管理者に支払うものとします。
- (3) 指定管理料は、令和6年3月議会定例会(予定)の議決を経て確定するものとします。

14. 日程表

日 程	項 目
9月5日～10月6日	募集要領・仕様書の配布
9月14日	施設の見学
9月15日～19日	募集に関する質疑
9月28日	質疑の回答
10月2日～6日	応募申請の期間
10月中旬(予定)	プロポーザル
10月下旬	指定管理者候補者の決定及び通知
令和6年1月中旬	指定管理者の指定
令和6年1月～3月	業務の引き継ぎ等の準備
令和6年2月～3月	指定管理者との基本協定・年度協定の締結協議

15. 問い合わせ先

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 環境経済部 商業観光課 商業観光振興係

電話 04-7185-1111

担当者 河村、輪島

(別紙1)

様式第1号
(第3条第1項関係)

我孫子市指定管理者指定申請書

年 月 日

我孫子市長あて

所在地
申請者 団体の名称
代表者
電話

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする施設の名称

我孫子インフォメーションセンター

2 添付書類

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他

事業計画書

団体名			
代表者名		設立年月日	
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
設立目的			
主な事業内容			
<p>1. ビジョン（目指すところ）</p> <p>2. 設置目的を効果的に達成するための運営方法</p> <p>(1) 案内業務、PR販売業務、情報の受発信業務</p> <p>(2) 連携業務</p> <p>(3) センター利用の促進に関する業務</p> <p>(4) 各種調査業務</p> <p>(5) 施設の維持管理、供与備品の管理</p> <p>(6) 自主事業の計画</p> <p>3. 管理経費等の縮減の考え方</p> <p>(1) 環境等への配慮</p> <p>(2) 業務の人員体制</p> <p>4. 安定した管理運営</p> <p>(1) 職員の雇用・配置・研修等</p> <p>(2) 安全対策や危機管理、トラブル、苦情等の対応方法</p> <p>(3) 個人情報保護に対する基本的な考え方及び対応方法</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 我孫子市の観光の現状や課題</p>			

※様式にとらわれず記載可

収支計画書

収入

単位：千円

年度 経費	6年度	7年度	8年度	備考
指定管理料				
合計				

支出

単位：千円

年度 経費	6年度	7年度	8年度	備考
合計				

※積算根拠となる資料をそれぞれの年度ごとに作成し、添付してください。

※様式にとらわれず記載可

収支計画書

収入

単位：千円

年度 \ 経費	9年度	10年度	合計	備考
指定管理料				
合計				

支出

単位：千円

年度 \ 経費	9年度	10年度	合計	備考
合計				

※積算根拠となる資料をそれぞれの年度ごとに作成し、添付してください。

※様式にとらわれず記載可

役員等名簿 (監査役含む)

我孫子市長あて

所在地
申請者 団体の名称
代表者
電話

㊟

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、千葉県暴力団排除条例第20条に基づき、我孫子警察署に照会することを承諾します。

番号	住 所	氏名 (フリガナ)	生年月日	性別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※記入する欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※記入要領については、次頁 (裏面) 参照

(別紙4裏面)

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
 - (1) 株式会社(特例有限会社を含む)については、取締役(代表取締役を含む)及び執行役(代表執行役を含む)
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については理事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人
 - (8) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 住所については、省略せず記載すること。
- 3 氏名については、正確な字体で記載すること。
- 4 この書面に記載された個人情報については、指定管理者選定手続以外の目的には利用しません。

(別紙5) 事業計画に係る評価表

	評価項目・評価視点	評価点 (配点)
1	市民の平等な利用が確保されているか	計 10 点
(1)	利用者の平等な利用を確保する方法を有しているか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (3) センター利用の促進に関する業務	5 点
(2)	妊婦や幼児、高齢者、障がい者等への配慮が図られているか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (3) センター利用の促進に関する業務 (9) 環境への配慮	5 点
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限発揮するものであるか	計 40 点
(1)	市の観光情報のニーズを把握し、提供できる体制にあるか 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (1) 観光等の案内に関する業務 (2) PR販売業務	10 点
(2)	事業者や関係機関、市民、団体等と連携する考え方や体制はあるか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (1) 観光等の案内に関する業務 ③関係機関との連携・連絡に関する業務 ④観光等に係る地域の住民や団体等との連携業務 (7) 市主催・共催事業への協力業務	5 点
(3)	施設の利用促進や利用者のための具体的な方策を有しているか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (3) センター利用の促進に関する業務	5 点
(4)	観光ニーズの把握方法など具体的な方策を有しているか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (4) 各種調査業務	10 点
(5)	センターの設置目的を達成する独創的な方策を有しているか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (8) 自主事業	10 点

3	管理経費の縮減を図るものであるか	計 10 点
(1)	経費の縮減や効率的運営のための考え方や工夫、具体的な方策を有しているか。 【評価視点】 仕様書 7.指定管理者が実施する業務 (5) 施設の維持管理等業務 (6) 供与備品・展示物等の管理業務 8.業務の推進体制	5 点
(2)	安定的な管理運営を行うための財政基盤が構築されているか。 【評価視点】 収支計画書 (別紙 2) 決算書 (直近 2 年間)	5 点
4	安定した管理運営を行う能力があるか	計 15 点
(1)	職員の配置は妥当か。人材育成、研修計画を有しているか 【評価視点】 仕様書 8.業務の推進体制	5 点
(2)	苦情やトラブル等に対応できる体制を整えられているか。 【評価視点】 仕様書 1 1.危機管理 1 2.損害賠償 1 3.保険の加入	5 点
(3)	個人情報保護体制は整っているか。 【評価視点】 仕様書 我孫子市個人情報取扱特記事項	5 点
5	その他	計 5 点
(1)	我孫子市の観光の現状や課題を理解しているか。 【評価視点】 仕様書すべての項目	5 点
合 計		80 点